

社会福祉法人みどり会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みどり会（以下「当法人」という）定款第6条第3項、第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には以下の通り報酬等を支給する。

	報 酬 (月額)	費用弁償 (日額)
理事長報酬	100,000円	
役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の出席報酬（理事長は除く）		日当 8,000円 交通費 2,000円
役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務等（監事監査等含む）を行った場合の勤務報酬（理事長は除く）		日当 4時間以上 25,000円 4時間以内 10,000円 交通費 2,000円
栃木県及び各市町村、外郭団体等において主催する会議及び研修会等に出席した場合の勤務報酬（理事長は除く）		日当 4時間以上 8,000円 4時間以内 4,000円 交通費 2,000円

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬等の支給時期は、以下の通りとする。

- (1) 理事長報酬については、毎月25日とする。但し、その日が休日に当たるときは野沢保育園給与規程第14条に準じた日とする。
- (2) 役員等の出席報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- (3) 役員等の勤務報酬は、当該勤務に従事した都度支給する。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人及び施設業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報 酬 (日額)	そ の 他
実 費	実 費	8,000円 (4時間以上) 4,000円 (4時間未満)	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務職員)

第5条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

この規程は平成29年4月1日より施行する。